

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和8年度当初予算における充当状況については、下記のとおりである。

令和8年度予算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 400,000千円

<内訳> 174,320千円 (一般財源分)

225,680千円 (社会保障財源分)

【歳出】

引き上げ分(社会保障財源分)の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

(単位：千円)

事業名	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障がい介護給付等事業	401,656	195,000	97,585			109,071
老人施設保護措置事業	25,173				6,838	18,335
国民健康保険事業特別会計繰出	110,128	15,433	46,750			47,945
介護保険事業特別会計繰出	295,602	6,200	3,000			286,402
後期高齢者医療事業	276,161		49,407			226,754